会 告

2015年度は代議員、理事改選の年になります。

代議員の選挙権(投票権)は「**2015年1月1日現在会費を完納した正会員**」(一) 日本移植学定款施行細則となっており、選挙代議員の定数は専門科目区分ごとに会員 数により比例配分されます。

専門科目区分の調査は10月に調査カードを送付いたしますので、ご協力下さいま すようお願い致します。

調査カードのご返送がない場合は、区分不明として選挙人名簿に記載し、異議申し 立てをしない限り選挙権は与えられませんのでご了承ください。

専門科目区分

第1区分 基礎医学・再生医療

第2区分 肝·小腸移植関連

第3区分 膵·膵島移植関連

第4区分 心・肺移植関連

第5区分 腎移植関連

第6区分 造血幹細胞移植

第7区分 組織移植(骨・角膜・皮膚等)

第8区分 移植関連検査(感染症・HLA・血中濃度測定・病理等)

第9区分 救急・脳外科

第10区分 移植コーディネーター・看護師・臨床工学技士・薬剤師等

第 11 区分 精神医学・法律・倫理・教育・社会活動

専門科目区分においては内科・外科・小児科をといません。

臓器がまたがる場合にはどちらかひとつを選んでください。

2014年9月

(一) 日本移植学会選挙管理委員会 委員長 伊藤 壽記